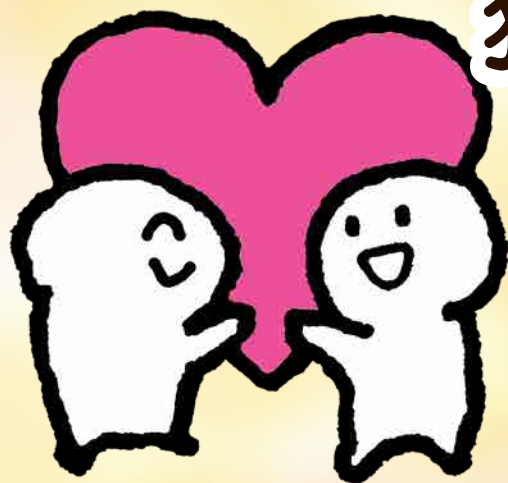


犯罪被害者等支援制度

～ひとりじゃない～

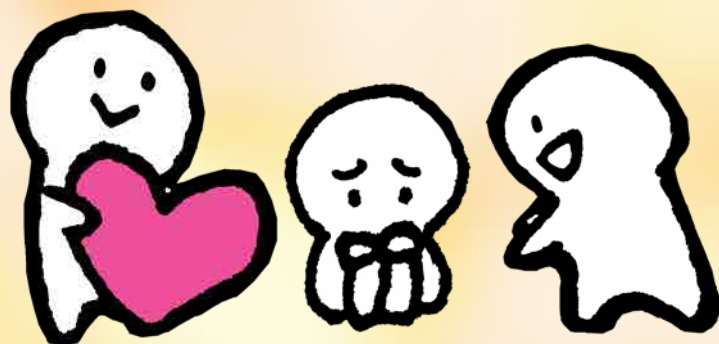
知ってますか？



市は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進するため、伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例(平成30年伊丹市条例第51号)を制定しました。

平成31年(2019年)4月1日施行

(ただし、第10条及び第11条の規定は、公布の日(平成30年(2018年)9月26日)から施行)



犯罪にあわれた方やそのご家族が、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆様のご理解とご支援が必要です。

伊丹市による主な支援施策

〈対象〉

特定犯罪被害者及びそのご遺族

特定犯罪被害者とは…

- ・被害時に伊丹市民であった。
- ・療養期間が1か月以上かつ入院3日以上
- ・国内で平成30年(2018年)9月26日以降に特定犯罪行為により被害を受けた…他

- 支援金の支給
- 家事援助に要する費用の補助
- 一時保育に要する費用の補助
- 転居に要する費用の補助
- 家賃の補助

詳しくは、同和・人権・平和課のホームページをご覧ください。



伊丹市犯罪被害者等支援総合相談窓口

市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

TEL:072-767-1063

平日 9:00～17:30
(土・日、祝日、12/29～1/3を除く)

伊丹市犯罪被害者等支援



兵庫県警察被害者支援室

(サポートセンター)

TEL:0120-338-274

平日 9:00～17:45

(土・日、祝日、12/29～1/3を除く)

- ・犯罪被害給付金制度や各種支援制度の相談
- ・こころの悩み相談、カウンセリング



公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

(兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)

- ・弁護士や臨床心理士等による相談
- ・裁判所や病院等への付き添い
- ・裁判傍聴等の支援

犯罪被害全般 TEL:078-367-7833

月・火・木・金 10:00～16:00
(祝日、12/28～1/4、8/12～16を除く)

性被害全般 TEL:078-367-7874

(ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」)

月～金 9:00～17:00

(土・日、祝日、12/29～1/3を除く)

